

第7回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和7年3月18日
 告示番号 第4号
 会議年月日 令和7年3月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋
 局長補佐 佐藤 正浩
 局長補佐 浅岡 栄嗣
 主 査 千葉 淳

本日の案件 第7回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後3時

議 長	<p>本日の出席委員は21名であります。 定足数に達しておりますので、第7回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、7番 菅原 聡子 委員、9番 渡邊 克洋 委員、15番 鈴木 耕多 委員 より欠席の届出がありました。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に 16番 齋藤 佳記 委員、17番 藤原 美喜男 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、千葉 主査 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第15号 農地専門委員会の報告について」を議題といたします。</p> <p>及川 治雄 農地専門委員会委員長に報告を求めます。</p>

及川 治雄 農地
専門委員会委員長

第2回農地専門委員会協議結果報告をいたします。

開催日時、令和7年3月21日、金曜日、14時から15時15分まで
です。

開催場所、川崎農村環境改善センター4階 営農相談室です。

出席者、私ほか農地専門委員 出席9名、欠席1名、事務局
佐藤局長補佐、佐川主査です。

4. 議題、協議 荒廃農地にかかる農地法第2条第1項に規定
する「農地」の該当判断について。

はじめに、令和6年度に行った農地パトロール（農地利用状況
調査）の実施状況についてですが、7月から8月を中心に実施し
た農地パトロールの実績は、調査日数のべ41日、出席委員数のべ
171人であり、遊休農地に係る調査の筆数1,018筆、調査面積は約
153.5ヘクタールでありました。

5. 協議事項、次の点について審議を行いました。

荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当
判断については、「非農地判定対象地一覧」により協議し、掲載
された農地を非農地と判断することについて、可と決定されまし
た。

そのほか、地方税法第381条第7項を援用した登記の地目変更
申出について事務局より説明がありました。

また、その他、中山間地域等直接支払制度について意見交換を
行いました。

以上報告します。

議 長

以上で「報告第15号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第15号」の質疑を終わります。

次に、「報告第16号 専決処分の報告について」を議題といた
します。

局 長

事務局の説明を求めます。

2ページをお開き願います。

報告第16号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、
専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に
基づき報告するものです。

3ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分し

た内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から11ページの第34号までの34件、34名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和7年3月14日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付する」、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第16号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第16号」の質疑を終わります。

次に、「報告第17号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

12ページをお開き願います。

報告第17号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第3号の3件3筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、作業の効率化を図るため段差のない水田の畦畔を除去するものであり、それぞれ申請の水田に畦畔部分があることからこのような申請となっているものです。

議 長
佐藤局長補佐

以上で説明を終わります。

こちらについて、先ほどの運営委員会で補足がありましたので、佐藤局長補佐からお願いします。

補足でございます。

1号について、所有者が東京の方になっておりますが、工事施工者の方が実際の耕作者で、この地域一帯が基盤整備地域となっており、それまでの間、利便性を高めるために畦畔を撤去するものであります。

以上です。

議 長

以上で「報告第17号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第17号」の質疑を終わります。

次に、「議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

13ページをお開き願います。

議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請9件です。

第1号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

13ページから14ページの第3号については、譲渡人から後継者である譲受人に対し経営移譲のため生前一括贈与により農地を譲ろうとするものです。

15ページをご覧ください。

第4号については、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第5号については、譲渡人が耕作管理できない状態であることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しよう

とするものです。

16ページをご覧ください。

第6号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第7号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年3月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

16ページから17ページにかけての第8号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和16年3月31日までの9年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第9号については、貸付人は高齢により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、使用賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年3月31日までの10年間となっております。

18ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請4件です。

第10号については、貸付人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年12月31日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第11号については、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和16年12月31日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

18ページから19ページにかけての第12号については、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第13号については、労働力不足により耕作管理できない状態に

ある貸付人からの申出により、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年4月30日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請11件です。

第14号については、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年4月30日までの5年間となっております。

20ページをご覧ください。

第15号については、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年3月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第16号と第17号、18ページの第18号については、いずれの貸付人も労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、同一の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの5年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第19号については、譲渡人が高齢のため耕作管理できない状態であることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第20号については、譲渡人が耕作管理できない状態であることから、譲受人が農業経営を開始するため贈与により農地を取得しようとするものです。

22ページをご覧ください。

第21号については、貸付人と借受人の間で現在の使用貸借契約を更新し、借受人が引き続き耕作をしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年3月31日までの10年間となっております。

第22号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が譲渡人からの申出により経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

23ページをご覧ください。

第23号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理でき

ない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第24号については、貸付人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの6年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請1件です。

24ページにかけての第25号については、貸付人と借受人は親子関係にあり、土地改良区の資格交代のため耕作者を変更したいことから、借受人が使用貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年3月31日までの10年間となっております。

25ページをご覧ください。

次に、室根地域に係る申請3件です。

第26号と第27号については、同一の譲渡人であり耕作管理できない状態であることから、それぞれの譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第28号については、貸付人と借受人は親子関係にあり、借受人が新規就農し経営を開始することから使用貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年3月31日までの10年間となっております。

26ページをご覧ください。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第29号については、譲渡人が耕作管理できない状態になったことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、藤沢地域に係る申請2件です。

第30号については、譲渡人が耕作管理できない状態であることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第31号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和8年3月31日までの1年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

議 長	<p>以上で「議案第 42 号」の説明を終わります。</p>
	<p>ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p>
	<p>最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
16番	<p>一関地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。</p>
齋藤 佳記 委員	<p>現地調査日、令和 7 年 3 月 12 日、水曜日、午前 9 時より、現地調査員 農業委員 阿部委員、私 齋藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、岩渕委員、事務局職員 金野主任主査、農政推進課職員 千葉主査で行いました。</p>
	<p>報告内容、第 1 号から第 9 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
	<p>す。</p>
	<p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
13番	<p>花泉地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。</p>
及川 治雄 委員	<p>現地調査日、令和 7 年 3 月 11 日、火曜日、午前 9 時 30 分より、現地調査員 農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 千葉委員、岩渕委員、支所職員 千葉係長で行いました。</p>
	<p>報告内容、第 10 号から第 13 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないこと</p>
	<p>から問題ないと思われま</p>
	<p>す。</p>
	<p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
5 番	<p>大東地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。</p>
及川 務 委員	<p>現地調査日、令和 7 年 3 月 11 日、火曜日、午後 1 時 30 分より、現地調査員 農業委員 鈴木委員、私 及川、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、支所職員 佐藤主任主事で行いました。</p>
	<p>報告内容、第 14 号から第 24 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、</p>
	<p>いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないこと</p>
	<p>から問題ないと思われま</p>
	<p>す。</p>
	<p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>

2番
鈴木 弘也 委員

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。
東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年3月11日、火曜日、午前10時より、現地調査員 農業委員 佐藤委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、佐藤委員、小野委員、支所職員 佐藤係長、菊池主任主事で行いました。

報告内容、第25号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

17番
藤原 美喜男 委員

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年3月11日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 鈴木委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 小松委員、菅原委員、支所職員 吉田係長、小野寺主任主事で行いました。

報告内容、第26号から第28号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

23番
千葉 平 委員

川崎地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年3月10日、月曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 千葉、農地利用最適化推進委員 小山委員、佐藤委員、事務局職員 佐川主査で行いました。

報告内容、第29号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

8番

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

佐藤 和威治 委員

現地調査日、令和7年3月11日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、畠山委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、第30号から第31号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第42号」を可と決します。

次に、「議案第43号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いに対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

27ページをお開き願います。

議案第43号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いに対する可否について、内容をご説明いたします。

本議案は、令和4年12月26日付で許可と決定した農地の売買について、取消願出書の提出があったので、その取消について可否の決定を求めるものです。

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人との売買により、農地の取得を申請したのですが、譲受人が耕作できなくなったことから、許可の取り消しを願い出たものです。

以上で説明を終わります。

議 長

こちらについても、先ほどの運営委員会で質問が出ておりますので、補足をお願いいたします。

佐藤局長補佐

それでは詳細について、ご説明させていただきます。

許可から2年経過しているわけですが譲受人のほうから代金の

議 長

支払いがなかったということで、譲渡人から売買はなかったことにしたいという申出で、今回の取下げになったものでございます。

以上でございます。

以上で「議案第 43 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願
いに対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 43 号」を可と決します。

次に、「議案第 44 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申
請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

28 ページをお開き願います。

議案第 44 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対
する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可申請書の提
出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請 1 件です。

第 1 号は、申請人が自宅進入路を拡幅するため転用申請するも
のです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請 1 件です。

第 2 号は、申請人が自己住宅を増築するため転用申請するもの
です。

本議案は、追認案件です。平成 20 年ごろに申請人の母親が、
母屋を増築した際、境界を確認しなかったものとおもわれる、と
の上申書が提出されております。

農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、既存施設の 2 分の
1 以内の拡張であることから、不許可の例外規定に該当すると考
えられます。

要するに増築する際に、農地に誤ってはみ出してしまったもの

		<p>であります。本来、当初から許可申請を出していれば許可された案件と判断しまして、追認ということで今回申請を受け付けたものであります。</p> <p>以上、2件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第44号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請人が宅地進入路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	
16番		
齋藤	佳記	委員
		<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>花泉地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第2号、申請人が自己住宅を増築する計画であり、排水は汲み取り及び側溝へ接続することから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	
13番		
及川	治雄	委員
		<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほどの運営委員会でも話がありましたが、こちらの2の案件については、53ページの農地法適用外の1番と関連があるということでしたので、報告させていただきます。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	
		<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第 44 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 44 号」を許可相当と決します。

次に、「議案第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

29 ページをお開き願います。

議案第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請 3 件です。

第 1 号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

第 2 号は、借受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第 3 号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域の農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

30 ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請 1 件です。

第 4 号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、4 件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

議 長

説明を終わります。

以上で「議案第 45 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

16番

齋藤 佳記 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

第 2 号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 3 号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

13番

及川 治雄 委員

花泉地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 4 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議

長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 45 号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第 46 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

31 ページをお開き願います。

議案第 46 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の 1 件です。

第 1 号は、公共下水道工事に伴う一般車両臨時駐車場等として利用するため、令和 7 年 3 月 31 日までの一時転用許可を受けていましたが、工期延長に伴い転用期間を 1 か月延長するものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 46 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 46 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決める方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 46 号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第 47 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

32 ページをお開き願います。

議案第 47 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借・再配分が 8 件、貸借・一括方式が 96 件、売買が 1 件です。

34 ページをお開き願います。

初めに貸借・再配分ですが、第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

第3号から第8号までの6件は、花泉地域に係る申請です。

36 ページをお開き願います。

次に、貸借・一括方式ですが、第1号から第5号までの5件は、一関地域に係る申請です。

第6号から44 ページ第55号までの50件は、花泉地域に係る申請です。

第56号から45 ページ第68号までの13件は、大東地域に係る申請です。

46 ページをお開き願います。

第69号から48 ページ第81号までの13件は、東山地域に係る申請です。

第82号から49 ページ第88号までの7件は、室根地域に係る申請です。

第89号は、川崎地域に係る申請です。

第90号から50 ページ第96号までの7件は、藤沢地域に係る申請です。

52 ページをお開き願います。

次に、売買ですが、第1号は、室根地域に係る申請です。

各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「地域農業経営基盤強化促進計画」に適合するものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第47号」の説明を終わります。

なお、34 ページ【(貸借・再配分)】第7号～第8号及び、43 ページ【(貸借・一括方式)】第52号、第54号、第55号については21番佐藤多賀幸委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第47号」【(貸借・再配分)】第7号～第8号、及び【(貸借・一括方式)】第52号、第54号、第55号を除き可と決する方

は挙手願います。
(挙手満場)
挙手満場と認めます。
よって「議事参与の制限」に該当する分を除き可と決します。

議 長 次に、34 ページ【(貸借・再配分)】第 7 号～第 8 号及び、43 ページ【(貸借・一括方式)】第 52 号、第 54 号、第 55 号について審議いたします。

議 長 佐藤 多賀幸 委員は退室願います。
(午後 3 時 46 分 退室)

議 長 審議願います。
(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第 47 号」【(貸借・再配分)】第 7 号～第 8 号、及び【(貸借・一括方式)】第 52 号、第 54 号、第 55 号を除き可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。
よって、「議事参与の制限」に該当する分を可と決します。
佐藤 多賀幸 委員は入室願います。
(午後 3 時 47 分 入室)

議 長 佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。
「議案第 47 号」【(貸借・再配分)】第 7 号～第 8 号、及び【(貸借・一括方式)】第 52 号、第 54 号、第 55 号を可と決しました。

議 長 次に、53 ページ「議案第 48 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐 53 ページをお開き願います。
議案第 48 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
本議案に係る申請は 4 件で、花泉地域、千厩地域、室根地域、川崎地域、各 1 件です。
いずれの案件も、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農

議 長

地性は失われております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第 48 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

13番

及川 治雄 委員

花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、昭和54年頃から庭として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

22番

遠藤 真一 委員

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年3月11日、火曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 菅原委員、小野寺委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は昭和43年頃から自宅への進入路として利用しており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

17番

藤原 美喜男 委員

室根地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は昭和54年頃から自宅への進入路として利用しており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

23番
千葉 平 委員

川崎地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、昭和54年頃から宅地として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第48号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第48号」を可と決します。

次に、「議案第49号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

55ページをお開き願います。

議案第49号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。

土地改良法第3条第2項前段及び同法施行規則第4条第1項の規定により申出があったので、同法施行令第1条の5の規定に基づいて承認を求めるものです。

56ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、花泉地域の1件です。

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第49号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 49 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決する方は挙手願います。

議 長

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 49 号」を可と決します。

次に、「議案第 50 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の該当判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

57 ページをお開き願います。

議案第 50 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の該当判断について、内容をご説明いたします。

農地法の運用について第 4 (1) の規定に基づき、農地・非農地の判断を求めるものです。

本日お配りしました、別冊議案書をご覧ください。1 枚目が、58 ページになっています。

この一覧は、先に農地専門委員長報告がございました農地パトロールの結果、B 分類(再生困難)と判定された農地について、関係部署と協議のうえ、非農地対象として支障がないと判断した農地について、さらに所有者等への文書確認を行い、「今後も農地として管理する」との申出があった農地を除いたものです。

今年度、委員さんの改選がございましたので農地パトロールを経験されていない委員さんもいらっしゃるかと思いますが、毎年 7 月 8 月を中心として市内の農地を見回りしていますが、その結果この農地は荒れていても農地としては使えないと判断したものでございます。

具体には前任の委員さんが判断したものではありますが、こうした農地について非農地にしてよろしいかどうかの判断を仰ぐものでございます。

議案書に戻っていただきます。

1 番から 59 ページ 62 番までの 62 筆は、一関地域分です。

63 番から 60 ページ 85 番までの 23 筆は、花泉地域分です。

86 番から 62 ページ 143 番までの 58 筆は、大東地域分です。

144 番から 65 ページ 254 番までの 111 筆は、千厩地域分です。

議 長

255 番から 66 ページ 267 番までの 13 筆は、東山地域分です。
268 番から 277 番までの 10 筆は室根地域分です。
278 番から 67 ページ 329 番までの 52 筆は川崎地域分です。
330 番から 73 ページ 510 番までの 181 筆は藤沢地域分です。
合計、510 筆について非農地の判断を求めるものです。
以上で説明を終わります。

以上で、「議案第 50 号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第 50 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 50 号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第 7 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3 時 56 分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員